

コンベンション開催歓迎事業 実施要綱

(目 的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)は沖縄県内におけるコンベンションの開催を促進するため、コンベンションの主催者及び参加者を対象として、県内開催における満足度向上を目的とした物的支援を行うものとし、その支援に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱で対象とする「コンベンション」とは、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議、及びそれに準ずる各種会議を指す。

2 「参加者」とは、沖縄県在住者、ツアー添乗員及びインファント等を含めないものとする。

(支援対象)

第3条 支援の対象となる者(以下、「支援対象事業者」という。)は沖縄県外及び日本国外の参加者を含むコンベンションの主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 支援対象となるコンベンションは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 国内コンベンションの場合、県外からの参加者 300 名以上
- (2) 国際コンベンションの場合、日本国外からの参加者 30 名以上

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、沖縄県との協議により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 政治目的又は宗教目的であるもの
- (2) 営利を目的としたもの
- (3) 募集企画旅行
- (4) 文化・スポーツ・競技・イベント
- (5) その他、不適切と判断されるもの

4 当事業の提出書類について、日本語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りでないが、ローマ字表記を行うなどの配慮をすること。

5 支援対象期間は、当事業実施年度の4月1日より同年度3月31日までの期間とする。

(支援内容)

第4条 支援内容については、次の各号に掲げる項目から別紙基準に基づき決定するものとする。

- (1) 琉球衣装体験ブースの設置

- (2) 泡盛試飲ブースの設置
 - (3) ミス沖縄派遣
 - (4) 芸能アトラクションの派遣
 - (5) コングレスバックの提供
- 2 琉球衣装体験ブースの設置、泡盛試飲ブースの設置、ミス沖縄の派遣、芸能アトラクションの派遣は、1 案件につき 1 回とする。
- 3 県内離島地域においての支援については、各離島・地域の観光協会を通して実施するため、支援内容が変更となる場合がある。
- 4 泡盛試飲ブースの設置については、宴席での実施を原則とし、実施する会場で定められたフリードリンクプランを利用すること。
- 5 ミス沖縄の派遣については、派遣先となる会場の入り時間から終了までの時間が長時間にわたる場合、又は待機時間を要する場合は、控え室などを支援対象事業者の負担において準備すること。
- 6 芸能アトラクションの派遣については、出演にかかる場所、音響機材、控え室、その他必要となる機材等について、支援対象事業者の負担において準備すること。

(支援申請)

第 5 条 支援対象事業者は、実施予定日より起算して原則 30 日前（土日祝日含む）までに、次に挙げる全ての書類の原本を OCVB 会長へ提出すること。

- (1) コンベンション開催歓迎事業申請書（様式第 1 号）
- (2) 手配確認書（様式第 2 号）
- (3) 開催概要又はパンフレット
- (4) 参加者名簿又はそれに準ずるもの

(申請の承諾)

第 6 条 OCVB 会長は、申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係るコンベンションが適当であると認めたときは、当該申請者にその旨を開催歓迎事業承諾書により通知するものとする。ただし、コングレスバックの提供のみの申請に関しては、電子メールにより通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 支援対象事業者は、申請の取下げをする場合は、取下げ申請書（様式第 4 号）を催事の 1 週間前までに OCVB 会長へ提出しなければならない。

(周知義務)

第 8 条 支援対象事業者は、支援実施の場において、参加者に対し沖縄県からの開催歓迎支援を受けている旨の周知を行わなければならない。

(現場の調査)

第 9 条 OCVB は、必要に応じて開催歓迎支援の対象となるコンベンションの開催状況調

査を行うものとし、支援対象事業者はこれに協力するものとする。

(支援の取消し等)

第 10 条 0CVB 会長は、次に掲げる場合には第 6 条の承諾の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

(1) 支援申請に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(2) 参加者数の減少により別紙基準に適合しなくなった場合

2 0CVB 会長は前項の取り消し又は変更をした場合、若しくは主催者又は主催者から委託を受けた者の自己都合によりコンベンションの開催が中止となった場合において、すでに支援の実施に係る費用が発生している時は、期限を付して当該費用の全部又は一部を請求する事ができる。

(免責事項)

第 11 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、0CVB は一切関与しない。

(催事情報の公開)

第 12 条 0CVB 及び沖縄県は、開催歓迎事業の実績として、支援対象事業者が開催したコンベンションの概要の一部（催事名、主催団体名、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第 13 条 支援対象事業者は、関係書類を支援事業を完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と 0CVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。